

Customer's success is our business

ものづくり中堅社員研修のご提案

キャリア形成促進助成金（ものづくり人材育成訓練）の活用

株式会社マネジメント・リソース

2015.5.

<https://www.mrri.co.jp/>

キャリア形成助成金の概要

企業が従業員に対して行う職業能力開発に関する計画（事業内職業能力開発計画および年間職業能力開発計画）に基づいて訓練などを行った事業主に対して、その経費と訓練期間中に支払った賃金の一部を助成される制度です。

☆一般型訓練

☆政策課題対応型訓練

☆ものづくり人材育成訓練



厚生労働大臣の認定を受けた「実習併用職業訓練（実践型人材養成システム・OJT付き訓練）」を実施する事業主に対して助成金が支給されます。

ものづくり人材育成訓練の基本要件

1. 15歳以上45歳未満の労働者で新たに雇い入れた雇用保険の被保険者。企業内におけるOJTと教育訓練機関で行われるOff-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練であること。
2. 建設業又は製造業に属する事業主が実施する認定実習併用職業訓練であること。
3. 実施期間が6か月以上2年以下であること。（今回の研修は6ヶ月間とします。）
4. 総訓練時間が1年あたりの時間数に換算して850時間以上であること。（1ヶ月平均：70.83時間以上）
5. 総訓練時間に占めるOJTの割合が2割以上8割以下であること。
（今回の研修では、Off-JT：104H、OJT：398H）
6. 訓練修了後に評価シート（ジョブ・カード様式4号）により職業能力の評価を実施すること。
（各社の業種業態に応じた評価シートを貴社と共に作成します。）
7. 登録キャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングを受け、ジョブ・カードを交付されること。

助成金を活用したものづくり中堅社員研修

1. 研修概要

製造業に携わる企業様の入社3年から5年程度の正社員を対象に本研修を実施し、企業様の人材育成に資することを目的とします。

2. 主催

株式会社マネジメント・リソース

3. 企画運営

株式会社マネジメント・リソースが研修プログラムの作成、講師の選定・派遣、研修の実施を担当いたします。プログラムの内容・担当講師につきましては事前にご確認いただきます。

4. 制度活用

訓練参加企業様には、厚生労働省の「キャリア形成助成金制度」を活用いただくことにて、訓練費用の助成を受けていただくことが可能です。本制度ではOFF-JTとOJTの組み合わせによる人材育成活動が前提となっています。各社のOJTプログラムの作成(ジョブ・カード様式4の作成)につきまして、株式会社マネジメント・リソースが貴社と共に作成いたします。

5. 訓練内容

OFF-JT(座学) 平成27年10月 ~ 平成28年3月 <6ヶ月間の予定>

6時間/日 × 2~3日/月 × 6ヵ月 = 15日間で90時間

内容：製造関連(詳細は別紙カリキュラム)

OJT(職場内訓練) 平成27年10月 ~ 平成28年3月 <OFF-JTと平行実施 6ヶ月間予定>

6時間/日 × 9~10日/月 × 6ヵ月 = 345時間

内容：事前に設定したOJTプログラムのとおり

6. 研修費用

受講料： お一人あたり216,000円(税込：研修開始までにお支払いいただきます)

キャリア形成助成金制度による予想助成額： 457,500円

キャリア形成助成金が受け取れない場合

1. 訓練実施計画届の提出日の前日から起算して6ヵ月前の日から支給申請書の提出日までの間に雇用する雇用保険被保険者を事業主事業主都合により解雇等(退職勧奨を含む)をしたことがない事業主
2. 不正受給(偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとする)をしてから3年以内に支給申請をした、または、支給申請日後、支給決定日までに不正受給をした事業主
3. 支給申請をした年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主(支給決定の日までに納入を行った事業主を除く)
4. 支給申請日の前日の過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
5. 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主
6. 暴力団関係事業所の事業主
7. 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
8. 新たな訓練計画を追加する場合、または既に届け出ている訓練計画に変更が生じたにもかかわらず、変更届を提出していない場合
9. 所定労働時間外や休日に実施されたOff-JTの賃金助成、OJTの実施助成
10. 事業主が訓練にかかる経費を負担していない場合(研修費用及び訓練に関わる従業員の賃金)

※ なお、研修受講者の方が総訓練時間の8割以上受講しなければ、助成金の支給は受けられません。

※ 1年度(4月1日~3月31日)1事業所当たりの助成金の支給限度額は1,000万円です。

参加企業スケジュール

1. 人材育成制度の申請

平成27年5月末までに「教育訓練・職業能力評価制度」「キャリア・コンサルティング制度」のへの申請

2. 人材育成制度の作成

平成27年6月～8月 人材育成推進制度の作成

(人材育成制度作成は任意です)

3. ものづくり研修申込

平成27年7月中旬に参加申込み締め切り（最小催行人員に達しない場合、中止とします。）

4. 厚労大臣認定申請

平成27年7月下旬までに申請（実施カリキュラム、評価シートの作成が必要）

5. 受講者の最終確認

平成27年8月中旬までに受講者の決定

6. 助成金の申請

平成27年8月下旬までに助成金申請（キャリア形成助成金の申請を行います。）

7. OJT担当者説明会

平成27年9月下旬（各社OJT担当者を集めてOJT要項の説明を実施します。）

8. 訓練の実施

平成27年10月1日～平成28年3月31日 別紙カリキュラムのとおり訓練実施

9. 助成金支給申請

平成28年4月1日～ 随時支給申請（キャリア形成助成金の支給申請を行います。）

キャリア形成助成金（例）

訓練受講者数：1名 訓練期間 6ヶ月
 総訓練時間：435時間（OJT 345時間、OFF-JT 90時間）

	訓練に要する経費	助成額 ※1
OFF-JT	OFF-JTはすべて弊社で受講 216,000円（税込：受講料） 4帳票が整備されていない場合、追加料金が必要 ※3	経費助成： 144,000円
	OFF-JT受講中の賃金 @ 1,000×90時間 = 90,000円	賃金助成： @800×90時間 = 72,000円
OJT	訓練実施のための間接経費 （教育者の経費）	@700円×345時間 = 241,500円 （OJT時間を6H/日58日間）
合計	306,000円	457,500円（※2）

（※1） 認定の申請や助成金の申請は、弊社専任の社会保険労務士にご相談いただけます。

（※2） 1年度1事業所当たりの助成金の支給限度額は500万円です。

（※3） 4帳票とは、タイムカード（出勤簿）・賃金台帳・労働条件通知書・労働者名簿のことです。